

NSPE 1934~, NCEES 1920~, JSPE 2000, JPEC 2002

2011年12月17日

理事・副会長 川村武也

③ 1970年代 CPD要求制度の始まり

NSPE / NCEES の歴史 連載第3回は、PE ライセンス更新時に求められるCPD 要求制度の歴史を *History of NSPE 1934-1984* および *History of NCEES 1920-2004* から読み解きます。

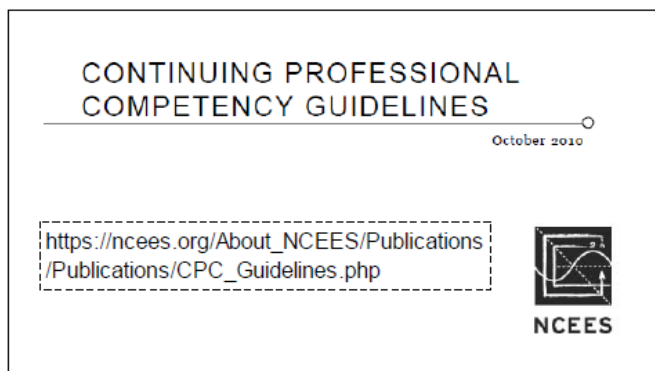
現在PE を含む欧米系のプロフェッショナル系資格では、数年毎に有料の資格更新手続きがある、そして更新時に一定時間数以上のCPD 申告が必要ということが標準となっています。CPD は継続的専門能力開発 Continuing Professional Development の略であり、Continuing Education, Continuing Professional Competency, Lifelong learning などと表現されることもあります。

PE 更新時CPD 要求の誕生は1970 年代

どの州のPE 法でも、ライセンス更新手続きの第一条件は「更新料を納めること」であり、これとは少し離れた条項に「CPD 時間数を申告すること」が付加的に書かれているケースが多いので、CPD 申告制度は最近になって追加された仕組みであるということが言えそうです。*History of NCEES 1920-2004* によれば、更新時 CPD 要求の仕組みは1970 年代の大きな社会政治現象であった消費者重視(Consumerism)の要請から生まれてきたことが記述されています。(カッコ内は*History of NCEES*…中のページ数)

- 1970 年代、消費者運動からPE などの職業ライセンス制度に対し、更新時に能力確認を行うよう圧力がかった (p.115)
- 1973 年、州議会でCPD要求が議論されていたアイオワ州とカリフォルニア州よりNCEESに対し調査要請があった。そこでNCEES が15 の技術協会から意見を聴取したところ10 の協会からCPD制度導入に反対の回答があった。反対する理由は①エンジニアの能力は市場での実務により維持するものだ ② PE 保持者だけにCPD 要求を課すとPE を持たない(企業)エンジニアに対して不利である ③CPD 要求を行うとPE 取得者が減るのでは (p.108)
- しかし、最終的にNCEES としてはライセンス更新時に再試験を要求するよりはCPD 要求とする方がましであろうということから、CPD 要求の導入を消極的に支持した (p.108)
- 1978 年アイオワ州がPEを含む職業ライセンスに対する更新時CPD要求制度を全米で初めて導入 (p.113) (注: アイオワ州のCPD 制度詳細はマガジン本号の同州法解説記事を参照下さい)
- 1993 年NCEES が CPC(Continuous Professional Competency) Guideline を発行 (p.142)

これより、CPD 要求制度はPE コミュニティが自発的に生み出したものではなく、消費者重視の観点からは



PE も一種の既得権益集団と批判的に見られる面があり、そうした外部からの圧力への答えとして生まれてきたということが読み取れます。History of NCEES… の記述から読み取れるCPD 要求制度開始当時の賛否両論についてまとめてみました。

CPD 要求に肯定的な見方	CPD 要求に否定的な見方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場の業務や自習だけでは得られない最新技術や社会動向などの知識を講習参加などを通じて得る ・ 講習参加などを通じて、他の分野のプロフェッショナルと交流し、視野を広げる ・ 以上を通じて Engineering Ethics の理解を深める。ひいては PE ライセンス自体の社会的認知度、地位を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ためになる講習もあればそうでない講習もある。 ・ 講習業者が儲かるばかりであり、ライセンス維持者に無用の経済的負担がかかる ・ CPD 要求があることを嫌って PE 取得を見送る人も出るだろう ・ エンジニアの能力は本来、講習などではなく実社会での実務を通して得られるものだ

NSPE Code of Ethics にもCPD 要求に関わる項目が含まれる

またNSPE Code of Ethics(倫理規程)の最終項目 はCPD 要求に関するものとなっています。Professional Obligation 9.e. Engineers shall continue their professional development throughout their careers and should keep current in their specialty fields by engaging in professional practice, participating in continuing education courses, reading in the technical literature, and attending professional meetings and seminars.

(訳： プロフェッショナルとしての責務 9.e 項 エンジニアは職にある限り専門職の進歩をはかるべきであり、職業上の実務従事、継続教育講習への参加、技術文献を読む、および専門職会合に参加するなどにより自らの専門分野の現状に追随していくべきである。)

なお、NCEESがANSI規格としてPEライセンスを定義しているModel Law Engineerでは、まだライセンス取得後のCPD 要求については記述されていません。

https://ncees.org/About_NCEES/Publications/Publications/CPC_Guidelines.php

http://www.ncees.org/About_NCEES/ANSI.php

1970 年代NSPE は「エンジニアリング業務の競争入札」を巡って司法省と裁判闘争

CPD 要求の考えも盛り込まれているということでCode of Ethics を引き合いに出しましたが、1970年代はCode of Ethics の別の項目を巡ってNSPE と米連邦司法省との間で裁判闘争が繰り広げられたことにも触れておきます。Code of Ethics のProfessional Obligations 6.項は「エンジニアは他のエンジニアを不当に批判することにより、自らの雇用や昇進を図ってはならない」として、具体的に次の行為を禁止しています。

- 6.a 成功報酬ベース (contingent basis) でエンジニアリング業務を請け負うこと
- 6.b 雇用主から月給を得ているエンジニアが雇用主の規定を守らずに副業を行うこと
- 6.c エンジニアは職場の設備や備品を個人的な業務に流用してはならない

実は1970 年代まではこの項目に「競争入札によりエンジニアリング業務を請け負ってはならない」という禁止事項も含まれており、これが反トラスト法 (Anti Trust law) 違反であるとして連邦司法省からの提訴を受

けることとなったのです。History of NSPE 1934-1984 (p.108) では“Department of Justice Case”として次のように記録されています。

- 1972 年 NSPE が競争入札を倫理規程で禁止しているのは違法として連邦司法省がワシントンDC 地裁に提訴
- 1974年 地裁はNSPEの競争入札条項を「典型的な価格拘束であり違法」と判決。NSPEは直ちに連邦最高裁に控訴。連邦最高裁は地裁に差し戻し
- 1975 年 地裁は再びNSPE の競争入札禁止条項を削除すべしと判決。NSPE は控訴裁に控訴。
- 1977 年 控訴裁はNSPE の競争入札禁止規程を反トラスト法の拡大的な適用範囲であるとするが、NSPE が自らの意見として競争入札は必ずしも公共の利益にならないと主張することは認める判決
- 1978 年 最高裁において裁判終結 この裁判結果の詳細は連邦最高裁 <http://supreme.justia.com/us/435/679/case.html> で参照できる)

この裁判の結果を受けて「競争入札による請負禁止」の項目は Code of Ethics の本文からは削除され、現在のように成功報酬方式による請負禁止の規程のみが残っています。またCode of Ethics の末尾付記には「反トラスト法は競争入札を求めているわけではない」とのNSPE 見解が述べられています。この裁判で基準とされた反トラスト法も消費者重視の動きと軌を一にするものですので、1970 年代の消費者重視運動を受け、PE 制度は それ以前の「PE 資格者は競争入札を避けながら安定した仕事を、職務以外の講習などは特に必要とせず数年ごとに資格更新」であったものが「PE資格者であっても競争入札の中で仕事を勝ち取って行き、数年ごとの資格更新のために職務以外の講習なども必要」と変わっていったということが言えます。この動きを通じてPE 倫理規程の一大命題である「公共の福祉、安全、衛生を最優先」は変わりませんでした。しかし、「公共」の意味として「発注者としての公共団体」と「受益者としての消費者」の二面があることは意識しておく必要があるでしょう。

PE ライセンスの更新時CPD 要求はまだ全ての州に広まっていない

一方、全米50 州のPE ライセンスで例外なく更新時CPD 要求があるのかというと、実はそうではありません。別連載「各州PE 法事情」でこれまで調べた11 の州について、CPD 要求の有無をまとめてみました。

州・国	Oregon	Washington	Texas	California	Wyoming	South Carolina	Florida	New York	Delaware	Louisiana	Iowa	韓国技術士	日本技術士
更新周期	2年	2年	1年	2年	2年	2年	2年	3年	2年	2年	2年	3年	更新不要
必要CPD 時間数	30Hr	申告不要	15Hr	申告不要	30Hr	30Hr	8Hr	36Hr	申告不要	30Hr	30Hr	90Hr	申告不要

このように11 の州のうち、3 つの州ではライセンス更新時のCPD 申告が今のところ不要です（注：申告は不要であっても、P E 法の中で継続教育、自己研鑽の必要性はうたわれている）。しかし、

NSPE/NCEESとも「PE更新時のCPD要求を全ての州に適用すること」を方針として掲げており（※前述のCPC Guideline 等）上の3つの州のうちワシントン州では来年にもCPD 要求が開始されるという情報があります。CPD セミナーを活動の主軸に据えるJSPE としてもよく注視しておかなくてはならないテーマであるとの認識を新たにしました。